

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第4区分

【発行日】平成20年10月9日(2008.10.9)

【公開番号】特開2002-155380(P2002-155380A)

【公開日】平成14年5月31日(2002.5.31)

【出願番号】特願2001-260663(P2001-260663)

【国際特許分類】

| | | |
|---------|-------|-----------|
| C 2 3 C | 30/00 | (2006.01) |
| F 0 1 D | 5/28 | (2006.01) |
| F 0 2 C | 7/00 | (2006.01) |

【F I】

| | | |
|---------|-------|---|
| C 2 3 C | 30/00 | B |
| F 0 1 D | 5/28 | |
| F 0 2 C | 7/00 | C |

【手続補正書】

【提出日】平成20年8月26日(2008.8.26)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】 30～55原子%のアルミニウム、

0.5～3原子%のタンタル、及び

1～10原子%の貴金属

を含んでなる合金から形成された耐酸化性皮膜であって、残部がニッケル及びニッケル-コバルトからなる群から選択される主金属である、皮膜。

【請求項2】 アルミニウムが35～55原子%の範囲内のレベルで存在し、タンタルが0.5～2原子%の範囲内のレベルで存在する、請求項1記載の皮膜。

【請求項3】 アルミニウムが40～50原子%の範囲内のレベルで存在し、タンタルが0.75～1.75原子%の範囲内のレベルで存在する、請求項2記載の皮膜。

【請求項4】 前記貴金属が白金である、請求項1乃至請求項3のいずれか1項記載の皮膜。

【請求項5】 金属基板に環境保護性を付与する方法であって、請求項1乃至請求項4のいずれか1項記載の耐酸化性皮膜を金属基板上に形成する工程を含んでなる、方法。

【請求項6】 前記主金属の少なくとも一部が基板からの拡散によって得られる、請求項5記載の方法。

【請求項7】 前記金属基板が超合金である、請求項5記載の方法。

【請求項8】 (i) 金属基板、及び

(ii) 請求項1乃至請求項4のいずれか1項記載の耐酸化性皮膜を備える物品。

【請求項9】 さらに前記耐酸化性皮膜上に設けられた遮熱コーティングを備える、請求項8記載の物品。

【請求項10】 前記金属基板が超合金であって、当該物品がタービンエンジンの部品である、請求項8記載の物品。